

大阪製ブランド認定制度 応募申請書



Osaka
products

令和8年5月

大 阪 府

応募申請書等記入にあたっての留意事項

【提出書類一覧】

| No. | 提出書類名称 | 様式番号 | 部数 | |
|-----|---|-------|----|--------------|
| 1 | 応募要件・提出書類チェックリスト | — | 1部 | 必須 |
| 2 | 応募申請書 | 様式第1号 | 2部 | 必須 |
| 3 | 製造パートナー同意書 (自社以外が担う製造工程が含まれる場合/募集要項 P3:※4参照) | 様式第2号 | 1部 | 該当する 場合のみ |
| 4 | 同意書 | 様式第3号 | 1部 | 必須 |
| 5 | 申立書 | 様式第4号 | 1部 | 必須 |
| 6 | 法人の履歴事項全部証明書 原本(提出日時点で発行日 から3ヶ月以内のもの)、個人事業者の場合は直近の所得 税及び復興特別所得税の確定申告書第一表の写し | — | 1部 | 必須 |
| 7 | 応募製品(現物) | — | — | 必須 |
| 8 | 会社案内 (個人事業者で会社案内がない場合は技能検定等の資 格や受賞歴などのプロフィールでも可) | — | 2部 | 必須 |
| 9 | 製品等パンフレット、カタログ等(コピー可) | — | 2部 | ある場合 のみ |
| 10 | 生産物賠償責任保険(PL保険)証書の写し (応募者が契約者であり、提出日時点で有効なもの) | — | 1部 | 必須 |
| 11 | 管轄の府税務所で発行された納税証明書(原本) (募集要項P4参照) | — | 1部 | 必須 |
| 12 | 管轄の税務署で発行された納税証明書(原本) (募集要項P4参照) | — | 1部 | 必須 |
| 13 | 補足資料(必要に応じて) 例:メディア紹介事例、特許登録リストのコピー等 | — | 2部 | 任意 |

2 提出方法

以下の方法により提出してください。

- ① 正本・副本として、A4サイズのフラットファイル（紙製・A4縦<A4-S型>）にそれぞれ綴って提出してください。補足資料（No.13）がある場合は、可能な限りA4版サイズに拡大又は縮小して綴ってください。
- ② 表紙及び背表紙には応募製品名・応募者名を記入してください。
- ③ 応募書類及び応募製品（現物）を郵送又は持参で下記のあて先に提出してください。（持参される場合は、事前に連絡の上、お持ちください。）

【提出先】

〒577-0011

大阪府東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪 北館1階
 公益財団法人大阪産業局 MOBIO事業部 （電話：06-6748-1054）

※応募申請書は、**両面印刷**で提出してください。

※応募製品（現物）の提出については、上記書類との別送・同封の別は問いません。別送で製品のみをお送りいただく際には、開封前に内容物がわかるように製品名を明記してください。

- ④ 応募書類のうち、応募申請書（No.2）については、併せて電子メールで送信してください。

【送信先メールアドレス】

mobio_osakasei@obda.or.jp（大阪製ブランド認定事業事務局）

A4サイズのフラットファイル（紙製・A4縦<A4-S型>）

【正本】

- 必要応募書類
No.1,2,4~8,10~12
- 任意応募書類
(該当する場合のみ)
No.3,9,13

【副本】

- 必要応募書類
No.2, 8
- 任意応募書類
(該当する場合のみ)
No. 9,13

- 応募にあたっての留意事項
- ① 提出された応募書類は審査のほか、調査・分析等、今後の事業の検討以外の目的には使用しません。
 - ② 応募内容や認定後の製品・企業に関する情報は大阪府と大阪産業局で共有します。
 - ③ 応募申請書への記入漏れ等、提出書類に不備がある場合は、選考対象とならない場合があります。
 - ④ 提出された応募書類は返却しませんので、ご了承ください。（応募製品（現物）は返却します。）
 応募申請書等はコピーを保管してください。
 - ⑤ 提出された応募製品は、審査の過程で実際に製品として使用する場合があります。
 - ⑥ 応募に要するすべての費用は、応募者の負担とします。製品返却時に発生する費用もご負担いただきますのであらかじめご了承ください。
 - ⑦ 審査の状況及び選考結果に関するお問い合わせには、一切お答えしません。
 - ⑧ 事業内容やスケジュール等が変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ⑨ 応募申請書の主たる業種は下記 HP を参考に日本標準産業分類の小分類で記入ください。
 （総務省 | 統計基準等 | 日本標準産業分類（令和5年7月告示））

令和 年 月 日

応募要件・提出書類チェックリスト

| | |
|------|--|
| 応募者名 | |
|------|--|

【応募要件チェック欄】この要件に合致していない場合は応募できません。

| No. | チェック | 応募要件 | 備考 |
|-----|------|--|--------------------|
| 1 | | 大阪府内に本社及び製造拠点を有する中小企業等であること。 | |
| 2 | | 消費財である（一般消費者に販売する最終製品である。）。※食品を除く | |
| 3 | | 応募者が設計・製造した製品でその製品の主な製造拠点が大阪府内にある。 | 判断に迷われる場合はご相談ください。 |
| 4 | | 応募者が自社名で販売する製品である。 | |
| 5 | | 応募時点で販売可能な製品である。 | |
| 6 | | 他の特許・意匠等を侵害していない。 | |
| 7 | | 特許・意匠等に関する係争中ではない。 | |
| 8 | | 府税に係る徴収金の未納がない。 | |
| 9 | | 消費税及び地方消費税の未納がない。 | |
| 10 | | 大阪府・大阪産業局等が実施するプロモーション活動や大阪製ブランド事業に関する取組み等に積極的に参加・協力できる。 | |

【提出書類チェック欄】

| No. | チェック | | 提出書類 | 備考 |
|-----|------|----|---|------------------|
| | 正本 | 副本 | | |
| 1 | | | 応募要件・提出書類チェックリスト（この書類） | |
| 2 | | | 様式第1号：応募申請書 ※「1.企業の概要」「2. 応募製品について（1）～（8）」「製品写真貼付用紙」の提出が必要です。 | |
| 3 | | | 様式第2号：製造パートナー同意書（自社以外が担う製造工程が含まれる場合のみ） | 募集要項 P3:※4 参照 |
| 4 | | | 様式第3号：同意書 | |
| 5 | | | 様式第4号：申立書（署名は自署にて記載） | |
| 6 | | | 法人の履歴事項全部証明書（提出日時時点で発行日から3ヶ月以内のもの）、個人事業者の場合は直近の所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表の写し | |
| 7 | | | 応募製品（現物） | |
| 8 | | | 会社案内（個人事業者で会社案内がない場合は技能検定等の資格や受賞歴などのプロフィールでも可） | |

提出必須

(様式第1号)

※事務局記入欄

| | |
|-------|--|
| 受付番号 | |
| 受付年月日 | |

大阪製ブランド認定制度 応募申請書

大阪府知事 様

令和 年 月 日

1. 企業の概要

| | | | | |
|---|---------------|------------------|-----------------|----|
| ふりがな | | | | |
| 企業名 | | | | |
| ふりがな | | | | |
| 代表者(職・氏名) | | | | |
| 本社所在地 | | 〒 | | |
| 応募製品の主な製造拠点(自社工場) | | 〒 | | |
| 連絡担当者 連絡窓口となる方を 記入してください。 | 部署 | | ふりがな | |
| | 役職 | | 氏名 | |
| | TEL | | FAX | |
| | E-Mail | | | |
| 連絡担当者所在地 (本社所在地と異なる場合) | | 〒 | | |
| HP アドレス | 企業 | | | |
| | 応募製品 (あれば) | | | |
| SNS アカウント名 (あれば) | | X (旧 Twitter) | Instagram | |
| 資本金 (前期末) | | 円 | 従業員数 (前期末) 人 | |
| 主たる業種 (日本標準産業分類 における小分類) | | 主な事業内容 | | |
| 事業の状況 (売上金額の大きいもの から記入してください。) ※「その他」が30%以下 となるまで「事業名等」を 記載してください。 | 創業 | 年 | 設立 | |
| | | | 年 | |
| | | 事業名 | 売上金額 | 割合 |
| | 主たる事業 | | 円 | % |
| | 兼業する 事業 | | 円 | % |
| その他 | | 円 | % | |
| 合計 | | 円 | % | |

2.応募製品について

| | |
|-------|--|
| 応募製品名 | |
|-------|--|

※実際に販売する製品名を正確に記入してください

※認定された場合は製品名を大阪府及び大阪産業局のホームページで公表します。

(1) 応募製品の用途や特長・機能等について、わかりやすく記載してください。

(セールスポイントを、お客様に説明するようなイメージでご記載ください。)(400文字程度)

| |
|--|
| |
|--|

(2) 応募製品の製造に活かされている技術等について / 製品開発の背景・テーマについて

ア. 応募製品の製造においてポイントとなる技術は何ですか。(例：〇〇への溶接技術)

(100文字程度)

| |
|--|
| |
|--|

イ. 応募製品には具体的にどのような技術が活かされていますか。また、貴社ならではの独自性についてもお書きください。

(600文字程度)

| |
|--|
| |
|--|

(6) 類似品との違いをお書きください。

(400 字程度)

| |
|--|
| |
|--|

(7) 製造工程について

※他社が担う工程が含まれる場合は、(様式2号)も記入・提出ください。(募集要項 P3※4 参照)

応募する製品の設計、製造(原料の加工から製品にするまで)、検品、梱包の工程を記入してください。

それぞれの工程について、「自社/他社」及び「大阪府内/府外」をチェックし、

他社又は府外の工程が含まれる場合は該当する企業名、事業所の所在地を記入してください。

また、ポイントとなる技術を含む工程は「ポイント」にチェックしてください。

| | | | |
|------------|-------------------------------|---|-----|
| 工程① () | ポイント <input type="checkbox"/> | 自社 <input type="checkbox"/> 他社 <input type="checkbox"/> | 企業名 |
| | | 府内 <input type="checkbox"/> 府外 <input type="checkbox"/> | 所在地 |
| 内 容 | | | |

| | | | |
|------------|-------------------------------|---|-----|
| 工程② () | ポイント <input type="checkbox"/> | 自社 <input type="checkbox"/> 他社 <input type="checkbox"/> | 企業名 |
| | | 府内 <input type="checkbox"/> 府外 <input type="checkbox"/> | 所在地 |
| 内 容 | | | |

| | | | |
|------------|-------------------------------|---|-----|
| 工程③ () | ポイント <input type="checkbox"/> | 自社 <input type="checkbox"/> 他社 <input type="checkbox"/> | 企業名 |
| | | 府内 <input type="checkbox"/> 府外 <input type="checkbox"/> | 所在地 |
| 内 容 | | | |

| | | | |
|------------|-------------------------------|---|-----|
| 工程④ () | ポイント <input type="checkbox"/> | 自社 <input type="checkbox"/> 他社 <input type="checkbox"/> | 企業名 |
| | | 府内 <input type="checkbox"/> 府外 <input type="checkbox"/> | 所在地 |
| 内 容 | | | |

| | | | |
|------------|-------------------------------|---|-----|
| 工程⑤ () | ポイント <input type="checkbox"/> | 自社 <input type="checkbox"/> 他社 <input type="checkbox"/> | 企業名 |
| | | 府内 <input type="checkbox"/> 府外 <input type="checkbox"/> | 所在地 |
| 内 容 | | | |

※記載欄が足りない場合は、枠を追加、又は別紙で続きを作成してください。

(8) その他

- 大阪製ブランド認定制度をどこで（何で）知りましたか。（例：○×商工会議所からの紹介）

【

】

- 大阪製ブランド認定制度に応募したきっかけ・理由・意気込み等をご記入ください。

〔

〕

- 今後の事業の参考とするため、支援を受けたいテーマがあればチェックしてください。

- 新製品開発
- 新技術開発
- 販路開拓
- 海外展開
- 大学や公設試験所との連携
- 他企業との連携
- 知的財産活用
- 生産性向上
- DX
- ブランディング
- 事業承継
- 技能伝承
- 人材確保
- 人材育成
- 健康経営（メンタルヘルス等）
- SNS等の広報手法
- その他（

）

製品写真貼付用紙

⇒応募製品の特長やこだわりが伝わるような写真を貼付し、説明書きを添えてください。
※パッケージを含めて特徴付けしている製品はパッケージ写真も添付してください。
※応募する製品のカラー写真（解像度300dpi程度 3～5枚）を貼付してください。

(様式第2号)

製造パートナー同意書

(募集要項 P3:※3 参照)

令和 年 月 日

大阪府知事 様

所在地:

企業名:

代表者職・氏名:

工程名:

所在地:

企業名:

代表者職・氏名:

工程名:

所在地:

企業名:

代表者職・氏名:

工程名:

我々は、下記の企業が大阪製ブランド認定制度に応募することに同意します。

記

応募製品名:

所在地:

企業名:

代表者職・氏名:

(様式第3号)

同意書

大阪製ブランド認定制度への応募にあたり、下記の内容について同意します。

記

- 1 応募時又は審査終了後の返却時の製品運搬にかかる配送費等一切の費用は負担します。
- 2 審査に際して素材や効果、使用感等の確認のために製品が使用されることに何ら異議の申し立てを行いません。
- 3 製品の破損等については事務局に責任を求めません。
- 4 認定後、品質上の問題が判明した場合は、直ちにその旨を大阪府に届け出るとともに、製品回収等、誠心誠意対応します。
- 5 品質上の問題に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料、若しくはその両方を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力します。調査の結果、品質上の問題が認められた場合は、大阪製ブランドの認定を取り消されても何ら異議の申し立てを行いません。
- 6 他者への知的財産権の侵害がないことを自社で確認しており、本事業によって知的財産権の侵害による係争になった場合、大阪府及び大阪産業局に対して一切の責任を問わず、大阪製ブランドの認定を取り消されても何ら異議の申し立てを行いません。
- 7 申立書（様式第4号）の記載内容への該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料、若しくはその両方を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力します。調査の結果、いずれかに該当することが判明した場合には、大阪製ブランドの認定を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

令和 年 月 日

大阪府知事 様

所在地 :

企業名 :

代表者職・氏名 :

(様式第4号)

申立書

弊社（私）は、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを「○」で囲んでください。

| 申立事項 | | |
|------|---|--------|
| 1 | 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する 暴力団 、同条第2号に規定する 暴力団員 、同条第3号に規定する 暴力団員等 及び同条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。 | はい・いいえ |
| 2 | 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から提出日において1年を経過しない者である。 | はい・いいえ |
| 3 | 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から提出日において1年を経過しない者である。 | はい・いいえ |
| 4 | 弊社（私）は大阪製ブランド認定制度 募集要項「Ⅲ 認定対象 1 応募資格」を満たしており、応募製品は同要項「Ⅲ 認定対象 2 対象製品」を満たしている。 | はい・いいえ |
| 5 | 大阪製ブランド認定の応募にあたり、当該応募製品は、募集要項「Ⅴ 認定方法等 2 品質基準」を満たしている。 | はい・いいえ |

必ず自署にて
記載してください。

令和 年 月 日

大阪府知事 様

必ず自署にて
記載してください。所在地：
企業名：
代表者職・氏名：

参 考

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条（抜粋）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第4条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第9条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条及び第62条第1項（抜粋）

第49条 公正取引委員会は、第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならない。

第62条 第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令（以下「納付命令」という。）は、文書によって行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載し、委員長及び第65条第1項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

大阪府暴力団排除条例第2条（抜粋）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 四 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者をいう。
- 五 入札参加資格者 建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち府が発注するもの（以下「公共工事等」という。）に係る入札の参加者の資格を有する者をいう。
- 六 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。